

松江市観光PR動画・ポスター制作業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 業務名

松江市観光PR動画・ポスター制作業務委託

2 趣旨

(1) 目的

本市の魅力を市内外に広く周知し、観光誘客を図ることを目的とする。全国各地での観光PR、民間団体等からの依頼を受けた観光PR動画・ポスター提供の際に活用する。

令和4年度に策定した「MATSUE観光戦略プラン」において描く将来像「世界中から松江に人が集まる」の実現に向け、本市の認知度の向上および観光入込客数の増加をめざす。

(2) 概要

契約締結日の翌日から令和7年3月までの期間に、本市ならではの観光資源（イベント、施設、特産品等）を撮影し、観光誘致に効果的な観光PR動画およびポスターを制作すること。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

4 提案上限額

提案上限額は、2,153,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする

5 業務内容

「松江市観光PR動画・ポスター制作業務委託仕様書」による

6 応募資格要件

- (1) 令和4・5・6年度松江市競争入札参加資格（物品、業種：「企画・製作」、種別：「映画・ビデオ製作」あるいは「その他」）を有していること。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

7 選定スケジュール【予定】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 実施要項等の提示 | 令和6年7月30日（火） |
| (2) 質問書の提出期限（提案者） | 令和6年8月19日（月）12時まで（必着） |
| (3) 質問書に対する回答期限（発注者） | 令和6年8月21日（水） |
| (4) 参加意思表明書提出期限 | 令和6年8月30日（金）12時まで（必着） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年9月13日（金）12時まで（必着） |
| (6) 一次審査（書面）の実施 | 令和6年9月24日（火） |

※5者以上の応募があった場合

- | | |
|---------------------|--------------|
| (7) 書面審査の結果通知（予定） | 令和6年9月24日（火） |
| (8) プレゼンテーション実施（予定） | 令和6年9月27日（金） |

※プレゼンテーションの時間については後日、通知する。

- | | |
|------------------|---------------|
| (9) 選定結果通知（内定通知） | 令和6年9月30日（月） |
| (10) 契約予定日 | 令和6年10月11日（金） |

8 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
- ・ 質問書（様式1） **【提出部数：1部】**
- (2) 提出期限：令和6年8月19日（月）12時まで（必着）
- (3) 提出先：松江市観光部観光振興課
- (4) 提出方法：持参・FAX・郵送・メールのいずれか
- (5) 企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問については受け付けません。また、質問を行った者の名称は公表しません。
- (6) 回答期限：令和6年8月21日（水） 市ホームページに掲載

9 参加申し込み

- (1) 提出書類
- ・ 参加意思表明書（様式2） **【提出部数：1部】**
 - ・ 誓約書（様式3） **【提出部数：1部】**

- (2) 提出期限：令和6年8月30日（金）12時まで（必着）
- (3) 提出先：松江市観光部観光振興課
- (4) 提出方法：持参又は郵送
- (5) 参加意思表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を上記提出先へ提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

10 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、次の書類を紙媒体で指定する部数と、電子データPDF（DVD-Rにて提出）にて提出すること。書類はA4両面とし、企画提案書は10枚以内とすること。なお、提出した書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ・募集申込書（様式5） **【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】**
- ・事業者概要（様式6） **【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】**
- ・企画提案書（様式7） **【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】**
 ※企画提案書は任意様式で提出することも可能とする。ただし、様式6の記載項目ごとに記載すること。
- ・業務実施体制（様式8） **【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】**
- ・見積書（様式9） **【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】**

- (2) 提出期限：令和6年9月13日（金）12時まで（必着）
- (3) 提出先：松江市観光部観光振興課
- (4) 提出方法：持参又は郵送

11 審査方法

松江市観光PR動画・ポスター制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(1) 一次審査（書面審査）

企画提案書の提出が5者以上の場合のみ実施する。

ア 実施日（予定）

令和6年9月24日（火）

イ 実施方法

審査委員会が別に定める審査基準により書面審査を実施し、評価の合計点が高いものから4者を選定する。ただし、評価順位が4位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。

ウ 審査結果の通知

企画提案書提出者全員に対し、令和6年9月24日（火）（予定）に、電子メールにて通知する。

（２）二次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

ア 実施日（予定）

令和6年9月27日（金）

※詳細は、9月24日（火）（予定）に電子メールで通知する。

イ 出席者

1社3名以内とする。

ウ プレゼンテーションの方法

（ⅰ）プレゼンテーションは、提出書類に基づき、実施すること。

（ⅱ）PowerPoint 等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

（※モニター及びHDMI ケーブルは発注者が用意する。）

（ⅲ）サンプル映像の上映および、ポスターのサンプル提示（データ可）を必須とする。

エ その他

（ⅰ）プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。

（ⅱ）プレゼンテーションの時間は15分以内とする。

（ⅲ）プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

12 事業者の選定・審査・契約

（１）選考方法と優先交渉権者の決定

ア 市による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。

イ 評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。

ウ 評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

審査項目	審査の視点	配点
①全体の評価	仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がされているか。	10点
	事業内容および目的に関する理解・知識が十分にあるか。	10点

	本市の魅力を十分に引き出し、来訪意欲を喚起するとともに、ブランドイメージを高める内容になっているか。	20点
②動画の制作	撮影予定の観光イベントや観光名所等を、魅力的に伝えることの出来る提案がされているか。	15点
	動画の内容について、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がされているか。	15点
③ポスターの制作	本市を訪れたことのない人に対し、来訪意欲を高める内容であるか。	10点
④運営体制	主担当やチーム体制が明確であるか。業務全般に柔軟な対応が可能か。	5点
	企画から納品までのスケジュールについて、実現可能な提案がされているか。	5点
⑤実績等	観光 PR に関する広告制作(動画・ポスター等)の実績は十分か。	5点
⑥価格	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5点
計		100点

(2) 審査結果

ア 審査結果については、プレゼンテーションを行った者全員に対し、9月30日(月)(予定)に通知する。

イ 松江市ホームページにて審査基準、参加者、結果等を公表する。

(3) 契約

発注者と第一優先交渉権者は委託契約の締結に向けた協議を行い、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、本要項及び仕様書、第一優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と第一優先交渉権者が協議・調整のうえ、内容を決定する。

なお、発注者が第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加または修正等は認めない。
- (4) 提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 本事業の優先交渉権者には、契約の締結に至るまで守秘義務を求めるものとする。

- (6) 業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。なお、事業統括責任者及び連絡窓口担当者は受注者が担うこと。
- (7) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

1 4 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階

松江市観光部 観光振興課 担当 ^{はかた}博田・^{ごうばら}河原

電 話：0852-55-5214

FAX：0852-55-5634

E-mail：kankou-kakari@city.matsue.lg.jp